

事 務 連 絡

平成20年8月1日

各都道府県労働局

労働基準部労災補償課長 殿

厚生労働省労働基準局労災補償部補償課

職業病認定対策室長補佐

振動障害の業務上外認定に係る事務処理の適正な実施について

振動障害については、昭和52年5月28日付け基発第307号「振動障害の認定基準について」（以下「認定基準」という。）及び同日付け事務連絡第23号「振動障害の認定基準の運用上の留意点等について」（以下「23号事務連絡」という。）に基づき、振動業務に相当期間従事したこと、主治医が認定基準に示す検査を行った結果、手指、前腕等の末梢循環障害、末梢神経障害及び運動器（骨・関節系）障害の3障害すべてに障害が認められること等の認定基準に定める要件を満たす場合には、原則として、業務上として判断しているところである。

ところで、近年、労働基準監督署長が類似疾患の有無を明らかにすること等を目的として実施した受診命令に関し、その目的又は必要性が請求人に十分説明されていないと思われる事案等が少なからず散見されることである。

については、改めて下記の事項に十分留意の上、振動障害に係る認定の適正な実施に万全を期するようお願いする。

記

受診命令は、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）第47条の2の規定に基づくものであるところ、その運用に当たっては、昭和45年5月27日付け基発第414号「労働者災害補償保険法第47条の2の規定による受診命令の取扱いについて」及び「労災保険給付事務取扱手引（平成13年3月改訂）」等に基づき行うこととされており、実施に当たっては、その必要性について十分な検討を行うとともに、受診命令を発出する際は、必ず請求人に対して受診命令の趣旨を明確に説明し、理解を求めることとされたい。

特に、類似疾患の有無を明らかにすることを目的とする受診命令については、23号事務連絡記の1の（3）のイ、同記の2の（3）のハ、ニ、ホ及び（5）のイに十分留意し、受診命令の必要性を明らかにした上で、請求人に説明を行うこととされたい。